

1. 日 時 平成29年7月28日 13:30から14:40
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員
6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員
9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員
12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員
15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員 18番 菊池 利治委員
19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員
(以上 18名)
4. 欠席委員 5番 田井 克廣委員
(以上 1名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 高山 直樹 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美
(以上 6名)
6. 議事日程 会議録署名委員の指名 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員
- 会期決定について 平成29年7月28日(1日)
- 会務概要報告
- 報告第84号 現況証明願について(市街化区域)
報告第85号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第86号 農業経営証明願について
報告第113号 現況証明願について
議案第114号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第115号 河川法第24条許可申請に係る進達について
議案第116号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第117号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。
それでは、ただいまより第28回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。議事録署名人に6番、三木均委員、7番、浅野徳昭委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日7月28日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
初めに、報告第84号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは議案書の4ページにございます、報告第84号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書5ページの表の1番は、資料が6ページから8ページにございます。

市街化区域内の■■■■の一筆、公簿地目が畑になっております■■■■
㎡の土地について、所有者の■■■■氏の代理人の■■■■氏より現況証明願があり、7月3日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、7月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書5ページの表の2番は、資料が6ページ、9ページ、10ページにございます。

市街化区域内の■■■■の一筆、公簿地目が畑になっております■■■■㎡の土地について、所有者の■■■■氏より現況証明願があり、7月14日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、7月18日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議長
野村会長

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

ただいま事務局から説明がありました報告第84号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、報告第85号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の11ページでございます、報告第85号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨農業委員会に通知することになっております。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で1件の通知がありました。

議案書12ページの表の1番は、資料が13ページから15ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他15筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■との間で、平成29年7月11日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書12ページの表の2番は、資料が16ページ、17ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、平成29年7月11日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、2件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第85号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第86号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは議案書18ページでございます、報告第86号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で3件の申請がありました。

議案書19ページの別表の1番は、■■■■の■■■■から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成29年6月28日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書19ページの別表の2番は、■■■■の■■■■氏から、

外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成29年6月28日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書19ページの別表の3番は、[]の[]氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成29年6月28日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の「農業経営証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第86号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。
議案第113号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の20ページでございます、議案第113号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、阿寒地区から3件の現況証明願の申請がございました。

議案書21ページでございます表の1番ですが、資料は22ページ、23ページにございます。

農振地域内白地の公簿地目が畑である、[]の一筆、[]m²の土地について、所有者であります[]氏から現況証明願がございました。

7月14日、阿寒地区の農業委員6名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

議案書21ページでございます表の2番ですが、資料は24ページ、25ページにございます。

農振地域内白地の公簿地目が畑である、[]、他1筆、合計[]m²の土地について、所有者であります、[]氏から現況証明願がございました。

7月14日、阿寒地区の農業委員6名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の建築済地であると確認致しました。

議案書21ページでございます表の3番ですが、資料は26ページ、27ページにございます。

農振地域内白地の公簿地目が畑である、[]、他1筆、合計[]m²の土地について、所有者であります、[]氏の代理人の[]氏か

ら現況証明願がございました。

この件につきましては相談を受けた際に、先に土地を測量、分筆登記する必要があり、時間を要することが判りましたので、事前に現地調査を実施しております。

5月31日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の建築済地と雑種地であると確認致しました。

以上、3件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたいお願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の菊池隆委員から報告をお願いします。

委員

菊池隆委員

調査報告します。

現況証明願のうち1番の[]は、公募地目が畑、農振白地となっており、平成29年7月14日、阿寒地区農業委員6名、事務局3名で現地調査を行いました結果、現況は農地採草放牧地以外、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

次に、2番の[]及び[]は、公募地目が畑、農振白地となっており、平成29年7月14日、阿寒地区農業委員6名、事務局3名で現地調査を行いました結果、現況は農地採草放牧地以外、利用状況は建築済地であることを確認致しました。

以上、現地調査結果を報告致しますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

菊池隆委員、ありがとうございました。

次に3番の現地調査結果について、調査委員長の細川委員から報告をお願いします。

委員

細川委員

調査報告します。

現況証明願のうち3番の[]及び[]は、公募地目が畑、農振白地となっております。

本件は以前より相談があり、平成29年5月31日に阿寒地区農業委員5名、事務局4名で現地調査を行いました結果、現況は農地採草放牧地以外で、利用状況については[]は建築済地、[]は雑種地であることを確認致しました。

以上、現地調査結果を報告致しますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

細川委員、ありがとうございました。

それでは、議案第113号「現況証明願」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第113号「現況証明願」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第113号「現況証明願」については原案のとおり決定致します。

次に、議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書28ページ目にございます、議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書29ページの表の1番は、資料が議案書の30ページから32ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他15筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■へ■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

このうち、■■■■につきましては、登記面積■■■■㎡のうち■■■■㎡について、平成28年4月28日開催の第13回総会の議案第53号の2番で、■■■■氏から■■■■へ使用貸借する形で、農地法第5条により農業用施設の建設について審議され、後日、北海道知事から許可を受けております。

農地の一部に非農地が含まれる土地を、所有者が使用収益権を持つ者への売却を行う場合について、北海道農業会議の見解を伺いましたところ、1筆全地が使用収益権を持つ者に所有権移転するので、分筆については必要なしということでした。

この場合の第3条第1項許可のあり方ですが、1筆丸ごと許可しても良いし、許可すべき農用地部分の内面積を表記するやり方でも構わないということでした。

登記所で所有権移転の登記を申請する際に、農用地については農業委員会等の許可証が必要となりますが、先に許可を行った第5条転用の許可申請書も同時に添付することで、1筆の全面積について許可済みである事実が確認できるようです。

なお、使用貸借による第5条転用許可の底地を使用者に所有権移転する場合の扱いですが、第5条の転用許可により非農地化されているため、これ以降、農業委員会に対する許可申請は不要と解釈されますので、特に農業委員会に対する申請等は必要ありません。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の菊池 隆委員に報告を求めます。

委員
菊池隆委員

報告致します。

許可申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■ほか15筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■へ売買により所有権移転を行うものです。

この件について、平成29年7月14日、阿寒地区農業委員6名、事務局職員3名で現地確認を行った結果、当該農用地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

菊池 隆委員、ありがとうございました。
それでは、1番を審議を致します。
質問、意見を求めます。

委員
成田委員

法人を設立した人と同じ人が会社に農地を売却する場合に、その個人が最初に農地を取得した時の資金はどうなるのか。

事務局
阿部局長補佐

今回の農地は農地保有合理化事業で取得したものです。

委員
成田委員

個人として取得した分は繰り上げ償還したのか。

事務局
阿部局長補佐

そうです。
個人として取得したが、法人とは資金の借入限度額が違うため法人を設立しました。

委員
成田委員

今後会社へ無償貸借している農地を会社に売却するケースが出てくると思うが。

事務局
阿部局長補佐

そのような場合の詳細等は北海道農業青色申告会、北海道農業会議等で主催される農地保有適格法人に関する研修会に参加されて質問しても良いかと思えます。

議長
野村会長

その他質問、意見はございませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については原案のとおり決定致します。

次に議案第115号、「河川法第24条許可申請に係る進達」について事務局より説明してください。

事務局

阿部局長補佐

それでは、議案書33ページ目にございます、議案第115号「河川法第24条許可申請に係る進達」について説明致します。

本案件は河川法第24条及の規定による許可申請であり、河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は釧路地区で3件の許可申請がございました。

議案書34ページの表の1番は、資料は35ページから37ページにございます。

本件は、河川法第24条に基づき、[]が有している、北海道が管理する阿寒川の河川敷地である[]、[]、[]の採草放牧地としての占用許可について、占用面積を[]㎡から[]㎡に減少するとともに、占用場所の標記を「[]」に変更するものです。

次に、議案書34ページの表の2番ですが、資料は35ページ、38ページ、39ページにございます。

本件は、河川法第24条に基づき、[]が有している、北海道が管理する阿寒川の河川敷地である[]の採草放牧地としての占用許可について、占用面積を[]㎡から[]㎡に減少するとともに、占用場所の標記を「[]」に変更するものです。

次に、議案書34ページの表の3番ですが、資料は35ページ、40ページ、41ページにございます。

本件は、河川法第24条に基づき、[]が有している、北海道が管理する阿寒川の河川敷地である[]の採草放牧地としての占用許可について、占用面積を[]㎡から[]㎡に増加するとともに、占用場所の標記を「[]」に変更するものです。

この河川敷地の利用権については、農業委員会の意見書を添付することになっておりますことから、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

それでは議案第115号「河川法第24条許可申請に係る進達」について審議することとなりますが、河崎委員と私の親族が[]となっておりますことから、議事参与の制限がございます。

ここで、議長を会長職務代理者の稲場委員と交代し、河崎委員と私は退出することと致します。

稲場委員、よろしくお願い致します。

(野村会長、河崎委員退室)

議長代理

稲場委員

稲場です。

それでは議案第115号「河川法第24条許可申請に係る進達」の1番から3番について、一括審議することとします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長代理
稲葉委員

質問がないようですので、採決致します。

議案第115号「河川法第24条許可申請に係る進達」の1番から3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長代理
稲葉委員

賛成多数と認め、議案第115号「河川法第24条許可申請に係る進達」の1番から3番については原案のとおり決定致します。

野村会長、河崎委員は入室して下さい。

(野村会長、河崎委員入室)

議長代理
稲葉委員

1番から3番については、原案のとおり決定致しました。

それでは、ここで議長を野村会長と交代します。

議長
野村会長

稲場委員、議長ありがとうございました。

次に、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の42ページにございます、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、阿寒地区で1件の計画がございます。

議案書43ページの表の1番ですが、資料は議案書の44ページから54ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他22筆、合計■■■■㎡の農用地について、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が、■■■■円で買い入れるために売買による所有権移転を行うものです。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、1番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。

次に、議案第117号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局

阿部局長補佐

議案書55ページ目でございます、議案第117号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」を致します。

農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また農業委員会は、この報告を受け当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回1件の報告がございました。

議案書56ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、平成29年3月決算の報告となりますが、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしておりますことを報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第117号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、1番については菊池利治委員が役員となっており、議事参与の制限がございますので、菊池利治委員は退室して下さい。

(菊池 利治委員退室)

議長

野村会長

1番について質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第117号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

賛成多数と認め、議案第117号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については原案のとおり決定致します。

菊池利治委員は入室して下さい。

(菊池利治委員入室)

1番は、原案のとおり可決決定しました。

これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年7月28日

議長 野村 照明

署名委員 三木 均

署名委員 浅野 徳昭

